

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	人権・男女 共同参画課	整理番号	3-1-1
許認可等の種類	長野県男女共同参画センター利用許可			
根拠法令条例等・ 条項	長野県男女共同参画センター条例 第3条			
許認可等の概要	長野県男女共同参画センターの利用の許可			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 利用の申込み・利用の変更又は取消し 長野県男女共同参画センター管理規則(昭和59年8月30日規則第34号)第2条、第4条 (利用の申込み) 第2条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、長野県男女共同参画センター利用申込書(様式第1号)を条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、条例別表の1に掲げる施設以外の施設を利用する場合及び科学研究室を専用しないで利用する場合にあつては、口頭によることができる。 (利用の変更又は取消し) 第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、長野県男女共同参画センター利用許可変更申請書(様式第2号)に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、長野県男女共同参画センター利用取消届(様式第2号)に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 許可基準 長野県男女共同参画センター条例第11条 (管理の基準) 第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センター内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。 (4)～(7) 略</p>			
基準の制定根拠	条例・規則			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	14日間			
期間の制定根拠	<p>男女共同参画センター利用許可要領 第2 利用許可の方法 1 「長野県男女共同参画センター利用申込書」(以下「利用申込書」という。)を受理したときは、2週間以内に利用許可の可否を決定し、「長野県男女共同参画センター利用許可書」を交付する。</p>			